

令和5年度大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（第2回）議事要旨

1. 日 時：令和6年3月18日（月）13:30～15:45
2. 場 所：オンライン会議 Webex
3. 出席者：協議会構成員 41、環境省本省 1、オブザーバー 1、事務局 11
4. 議事次第：
議事
第1部
（1）ブロック協議会における令和5年度の事業報告と令和6年度の活動概要
（2）大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会行動計画の改正について
第2部
（3）令和6年能登半島地震災害廃棄物対策における環境省の取組について
（4）令和6年能登半島地震における新潟県の災害廃棄物処理対応について
（5）茨城県における災害廃棄物処理対応について
（6）千葉県における災害廃棄物処理対応について
5. 配布資料：
資料1 ブロック協議会における令和5年度の事業報告
資料2 ブロック協議会における令和6年度の活動概要
資料3-1 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会行動計画改正案新旧対照表
資料3-2 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会行動計画改正案
資料4 令和6年能登半島地震災害廃棄物対策における環境省の取組
資料5 令和6年能登半島地震における新潟県の災害廃棄物処理対応
資料6 茨城県における災害廃棄物処理対応
資料7 千葉県における災害廃棄物処理対応
資料8 令和6年能登半島地震関東ブロック自治体の人的支援状況について
6. 議事概要
司会：環境省関東地方環境事務所資源循環課 宇田災害廃棄物対策専門員
開会挨拶：環境省関東地方環境事務所 鈴木次長

第1部

- （1）ブロック協議会における令和5年度の事業報告と令和6年度の活動概要
説明者：環境省関東地方環境事務所資源循環課 笠井課長補佐
資料1により協議会の令和5年度事業において、一般廃棄物処理施設の広域連携体制の在り方について検討し、行動計画改正案を取りまとめたこと、首都直下地震を想定したヒアリング調査、ワークショップでは、一次仮置場面積の不足、収集運搬体制の確保、協

定締結等の対応策について検討し、意見交換により地区集積所で混廃にしない取組の必要性等が挙げられたことが説明された。

支援チーム員養成の図上演習では、災害エスノグラフィにより被災自治体職員の心理的・精神的状況も考慮した演習を行った。災害廃棄物処理計画の実行性向上に向けて栃木県及び新潟県の計画策定済み自治体に対する初動対応の図上演習を行い、演習参加の効果を持ち帰って組織で対応できることが課題であり、複数人数での参加、他部署の参加が考えられるとされた。

地理情報システムを活用した情報伝達訓練に 201 市区町村と 30 の一部事務組合が参加し、参加者は円滑に対応できた。今後、定期的な情報伝達訓練の実施と全自治体が使用できる環境整備が必要である。

資料 2 により令和 6 年度の活動概要として、協議会の開催、広域連携体制検討委員会によるマニュアル等の作成、行動計画派遣者養成研修、処理計画実行性向上図上演習、首都直下地震ワークショップ、情報伝達訓練、情報交換会を実施する旨が説明された。

※質問・意見なし

(2) 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会行動計画の改正について

説明者：環境省関東地方環境事務所資源循環課 武井災害廃棄物処理広域連携調整官

資料 1 により行動計画改正案のポイントが説明された。都県域を超える広域的な連携体制が必要になった際にその調整を行うことを追加した。関東事務所が被災都県と支援都県の調整を行う。災害廃棄物は家庭系可燃ごみ、し尿を含むこととし、都県は平時に自治体の一般廃棄物処理施設の受入可能量、受入基準等の把握に努める。マニュアルは次年度の早い段階に策定することとし、都県は、災害時にマニュアルに基づき支援要請に応じて、受入可否の調査を行い関東事務所を通じて被災都県へ通知する。市区町村は可能な範囲で受入れ処理に努めることとしている。また、資料 3-2 により、行動計画改正案が説明された。

< 質疑応答 >

山梨県：資料 3-2 の 5 頁にある想定される地震災害について、県の地域防災計画が令和 6 年 3 月末に改定される場合、地震名称が変更になる等はどう扱うか。
⇒次年度も行動計画改正が予定されるため、その際に反映させることで対応したい。
⇒他に意見がないことから、案を削除し、令和 6 年 3 月施行とすることで承認された。
⇒来年度以降引き続き広域連携体制検討委員会を開催し、し尿処理施設を含めた一般廃棄物処理施設の受入れ可能量、受入基準等の調査、地域ブロックを超えた広域連携の位置づけの検討を行いたく、課題を整理して広域連携体制強化に向けて協力をお願いしたい。

第2部

(3) 令和6年能登半島地震災害廃棄物対策における環境省の取組について

説明者：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室

小野室長補佐

資料4により災害廃棄物対策の基礎、令和6年能登半島地震災害廃棄物対策における環境省の取組について説明された。能登半島地震においては、生活ごみ・し尿の対応が大きな課題であった。経済産業省により仮設トイレが多数設置され、D.waste-Netが仮設トイレの設置場所や使用状況を把握して、生活を整えるフォローを行った。バキューム車が不足し、県外から支援に入っていた。避難所のごみを含めて生活ごみの回収ルートが増えたため、車両を増やして対応している。

全国都市清掃会議及び自治体の支援車両により災害廃棄物の仮置場への運搬や、生活ごみの県外への搬出も行われた。4つの焼却施設が稼働停止し、道路事情が悪い等から復旧に時間がかかった。仮置場は相当数設置されて災害廃棄物を受け入れて、富山県内は受入れを終了したところもある。石川県内は離れた集落に仮置場を増やしているところもある。公費解体が進むことで仮置場の状況も変わる。

地域の高齢化率が高く運び出しが難しいうえに、停電・断水でボランティアの活動が制限されているため長期間要する見込みである。公費解体は事前相談会や受付が開始されている。石川県災害廃棄物処理実行計画により2年間で終えるよう動いており、公費解体の対象22,000棟に対する人員の確保が必要である。

災害廃棄物計画策定率が高くなり実効性向上が必要になっている。環境省では各種マニュアル等を策定しているため活用していただきたい。人材バンクによる能登半島地震被災地への支援員の派遣を引き続き予定している。

※質問・意見なし

(4) 令和6年能登半島地震における新潟県の災害廃棄物処理対応について

説明者：新潟県環境局資源循環推進課 鈴木主任

資料5により令和6年能登半島地震災害廃棄物対策における新潟県の災害廃棄物処理対応について説明された。県内が広く被災し、住宅被害の9割以上が新潟市で発生し、上越市、柏崎市でも住宅被害が発生している。水害と異なり、発災直後に仮置場で混廃になる状況ではなかった。住民が自治体の一般廃棄物処理施設や処分業者へ直接持ち込むこととした市が多く、渋滞やトラブルも聞かれない。一方、公費解体の経験がない中で、多数の申し込みが見込まれて、費用償還の対応にも追われている。県は環境省と連携して施設の被害状況の確認、補助金説明会、公費解体の支援を行っている。液状化による被害が大きかった。燕弥彦総合事務組合焼却施設に被害があり処理能力が減少したため、生活ご

みを近隣自治体施設で処理をしていただいている。上越市の仮置場ではブロック、瓦が置かれ、土壁をトンパックに入れている。他施設においても被害があり、稼働できているが長期修繕が必要な施設については、他市町村の施設での受入れ調整を進めている。

※質問・意見なし

(5) 茨城県における災害廃棄物処理対応について

説明者：茨城県県民生活部資源循環推進課 平田主事

資料6により茨城県における災害廃棄物処理対応について説明された。令和5年6月に取手市で、9月に県北で台風による被害が発生した。発災2日後に県・市町村・産資協の協定に基づき、被災した市から仮置場への人的支援要請があり、県が市町村へ調整を行って発災5日後から約20日間、延べ86名を派遣した。

協定に基づき産資協は、仮置場での分別、廃棄物の種類に応じた処理ルートの構築、処理を行った。自治体の直営収集車両による戸別収集に加えて、産資協に多量に発生している地域に回っていただいた。

振り返りとして、人的支援に多くの市町村が入り、現場のイメージを持つことができたことはよかった。搬入ピークが発災1週間後の週末であったため、それ以降の職員が現場で持て余す状況が発生し、被災地の状況を県がよく確認して派遣する必要があった。仮置場への搬入に対して搬出スピードが追い付かず、混合ごみになってしまったところがあった。仮置場が狭かったこと、発災後すぐに業者へ依頼できず搬出が2～3週間後になったこと等から混合ごみになり、その後、業者による分別費用が高かったことが問題になった。これらのことから、市町村職員の対応力向上が大切であり、業者と合同で研修を行い、発災時の情報共有と顔合わせの場とすることが大事と感じている。また、県有地の仮置場としてのリストアップが必要と考えている。

<質疑応答>

宇田：6月5日に支援要請して6月8日に人員配置でき、スピーディでよかった。結果として混合ごみが発生したこともあるが、次の災害対応の教訓として、県内体制を充実していただきたい。

(6) 千葉県における災害廃棄物処理対応について

説明者：千葉県県民生活部資源循環推進課 龍頭主査

資料7により千葉県における災害廃棄物処理対応について説明された。令和5年9月台風13号により県東部が被災した。発災1週間前に県主催による市町村向けの研修で仮置場設置の演習を実施していた。県はメールにより事前注意喚起を行った。

被災した茂原市から、発災当日に県有地を仮置場として使用したいとの要請があった。

被災した5市町においては、発災後速やかに仮置場が設置されて10月上旬まで開設された。12月下旬に搬出を完了して、2月に災害査定を実施した。県は発災翌日に仮置場の現地確認に行ったところ、一方通行の動線を設定したり、狭い仮置場は搬出を頻繁に行っていたりなど、運用に工夫がみられた。

県内市町村の協定に基づき3市町の仮置場へ131名を派遣した。また、災害廃棄物処理に係る細目協定により収集運搬車両・人員を募集して、10市1組合から車両43台及び人員85名を1週間派遣する調整を行った。昼を11団体から、布団は12団体から受入れ処理可能と回答があったが、産資協によるRPF化を優先したため、市町村施設は使用しなかった。大網白里市は発災2日後に産資協へ支援要請して仮置場管理、搬出、処分を依頼しており、かなり判断が早かった。

県の災害廃棄物処理市町村支援事業補助金は、国庫補助金対象事業で激甚災害に相当しない市町村に対して2.85%を支援するもので、5市町が活用した。

課題等として、千葉県には市町村課が所管する基本協定と、循環型社会推進課が所管する細目協定があり、市町村が混乱したため整理が必要である。産資協と協議を重ねていくとともに、市町村への研修、ワークショップ、仮置場実地訓練を実施する。また、市町村の仮置場候補地の現地調査・診断を予定している。令和5年度末に県有地8か所を仮置場として追加し30か所になり、その借用の整理が必要である。

<質疑応答>

岡山：令和4年策定した初動対応マニュアルが役に立ったかどうか気づきはあったか。

⇒検証ができていないが、市町村はスムーズに対応できていた。研修では初動対応マニュアルを活用できた。

宇田：各県で県内連携できていたことがよかった。収集支援車両の確保やごみの受入れ処理ができたことも県内連携のポイントになる。

(6) その他

○令和6年能登半島地震関東ブロック自治体の人的支援状況について

説明者：環境省関東地方環境事務所資源循環課 村井課長

資料8により、令和6年能登半島地震関東ブロック自治体の人的支援状況について説明された。事務を行う担い手支援が十分でないことが把握できたことで調整を開始し、2～3月の支援、4～5月の支援の募集に多くの手が上がった。浄化槽復旧業務の募集もあり、関東ブロックの全都県から200名程度応募があった。行動計画を活用できなかったため、どう対応すべきか検討していきたい。

※質問・意見なし

多島：平時の様々な取組の成果が出ていると感じた。様々な規模の災害に県内外の支援の仕組みが活用されて災害対応力を上げている。災害エスノグラフィや仮置場現場からの中継などリアリティのある研修が広がっており、学習の機会が増えている。災害の種類・規模、異なる制約事項への対応は様々であることから、事務局が体系的整理を行い、このような災害にはこのような対応がよいという知見が蓄積されるとよい。

広域連携は大きなテーマであり、マニュアルにより使いやすい仕組みをイメージしやすいポンチ絵があるとよく、広域連携の手前に位置する県内連携がわかるようなものがよい。

研究的視点では、液状化による家屋被害は、重要かつ難しい課題で、速報的な家屋被害棟数は被害関数で震度と全半壊棟数から見積もっているが、液状化は震度だけではない要因で被害が発生するため、発生量推計の際に現場の状況を見て、上振れする要因を考える必要がある。

岡山：災害廃棄物処理にあたった自治体はご苦労があったと思います。水害では特に混合廃棄物の山が発生することは避けられないが、住民啓発は重要だがそれだけではなく、仮置場を速やかに開設し、搬出を進めて滞留時間を短くすることが重要である。そのためには収集車両の確保が重要で、平時の委託業者だけでなく建設業協会、トラック協会などとの協定を結び、活用することが重要である。ただ、これらの事業者は廃棄物運搬の経験がなく、車載時に混合しがちであるため、マニュアル作りが必要と思う。

能登半島地震の輪島市と七尾市で避難所トイレ調査を行った。衛生ごみが発生することを前提に避難所ごみ・生活ごみを考えることが重要である。片付けごみの排出が始まり、輪島市は「災」と記載して住民等が仮置場へ運搬しないようにし、七尾市は曜日分けて住民が持ち込む方針とした。七尾市では毎日仮置場から搬出して運用されていたが、片付けが進むと仮置場がパンクしないか心配だった。

人的支援が重要で、人材バンクも重要だが、経験のない職員が派遣されて公費解体などを担い、事務を学ぶことで次につながる。対口支援も機能しているため、職場に持ち帰って共有する場があるとよい。

宇田：ありがとうございました。他にご意見がないようでしたら、本日予定した議事は全て終了になります。以上をもちまして、協議会を終了いたします。本日はご出席いただき有り難うございました。

以上